

県からのお知らせ

～三重県木質バイオマスの燃料利用指針を策定しました～

県内では、複数の木質バイオマス発電施設の整備が進められており、木質バイオマス燃料の需要が高まっています。このため、県ではこれまで利用が進んでいなかった間伐材等の未利用材や街路樹の剪定枝、流木等を木質バイオマス燃料として活用するため、適正な管理方法などを取りまとめた「木質バイオマスの燃料利用指針」を策定しました。

1. 指針の概要

燃料として利用できる木質バイオマスの品質や、加工、流通段階における適正な管理方法を明示することで、これまで「廃棄物」として処理されていた木質バイオマスを含めて「発電燃料」として活用する場合の基準を示しています。

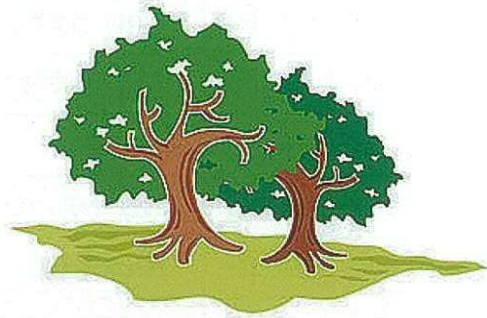
2. 木質バイオマスの種類と必要な品質

(1) 種類

- ・林業や製材業に由来する木材
- ・工事支障木や、街路樹・果樹等の剪定枝
- ・ダムや海岸に漂着した流木など

(2) 木質バイオマスとして必要な品質

- ・木質バイオマスを燃料に製造する事業者が受け入れられる品質であること
- ・著しい腐朽材や土石の付着した根株などは対象外
- ・建設資材廃棄物（家屋解体材）や合板などの化学物質が混入した木材も対象外



3. 保管、製造及び流通段階での管理方法

- ・調達区分に応じた分別管理と証明書を交付
- ・保管場所に掲示板を設置
- ・枝葉などの腐敗しやすい原料の場合は舗装などの地下浸透防止措置を講ずることを明示
- ・集荷した木質バイオマスが確実に利用されるよう、発電事業者等と供給協定の締結を要請

4. 廃棄物該当性の判断

木質バイオマス及び木質バイオマス燃料の性状や取扱い状況によっては、廃棄物に該当するおそれがあるため、次の各種判断要素に基づいて慎重に検討する必要があります。

なお、廃棄物に該当すると判断された木質バイオマスを燃料化する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に定める許可が必要です。

(1) 木質バイオマス

木質バイオマスの廃棄物該当性の判断に際しては、①その物の性状、②排出の状況、③通常の取扱い形態、④取引価値の有無及び⑤占有者の意思等を総合的に勘案して判断すること（「行政処分の指針」平成25年3月29日 環廃産大1303299号 参照）。

(2) 木質バイオマス燃料

「規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）において平成25年度6月中に講ずることとされた措置（バイオマス発電の燃料関係）について（通知）」（平成25年6月28日 環廃産発第1306281号）で示された、木質バイオマス発電燃料の廃棄物該当性の判断方法及び各種判断要素の基準に基づいて判断すること。

5. 参 考

(1) 木質バイオマスとは

「バイオマス」とは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことを呼びます。そのなかで、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼びます。

木質バイオマスには、主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのご屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類があります。

一口に木質バイオマスといっても、発生する場所（森林、市街地など）や状態（水分の量や異物の有無など）が異なるので、それぞれの特徴にあった利用を進めることが重要です。

参照：<http://www.eco.pref.mie.lg.jp/details/index.asp?ctr=dcate&cd=2015030288&detcate=1>

（HP「三重の環境」内の「資源循環と廃棄物」をクリック

⇒ページ内下部の「条例と要綱（本文）」中の「三重県木質バイオマスの燃料利用指針」）

電子マニフェストシステム操作研修会及び運用相談会の開催

三重県では、電子マニフェストの普及促進を目的に、電子マニフェストシステム操作研修会及び運用相談会を開催しています。参加を希望される方は、以下三重県のホームページに掲載している参加申込書により、電子メール又はFAXでお申し込みください。

1 開催内容とスケジュール

(1) 電子マニフェストシステム操作研修会

1) 電子マニフェストシステム操作体験研修会

電子マニフェストシステムに関する知識と基本的な操作方法が習得できます。

申込番号	開 催 日 時	会 場※	定 員	申込締切日
5	9月29日（火） 10時～12時	伊 賀	10	9月15日（火）
6	9月29日（火） 13時30分～15時30分	伊 賀	10	9月15日（火）
7	9月30日（水） 10時～12時	伊 賀	10	9月16日（水）
8	9月30日（水） 13時30分～15時30分	伊 賀	10	9月16日（水）
9	10月27日（火） 10時～12時	津	20	10月13日（火）
10	10月27日（火） 13時30分～15時30分	津	20	10月13日（火）
11	11月18日（水） 10時～12時	四日市	14	11月4日（水）
12	11月18日（水） 13時30分～15時30分	四日市	14	11月4日（水）
13	1月12日（火） 10時～12時	津	20	12月25日（金）
14	1月12日（火） 13時30分～15時30分	津	20	12月25日（金）

2) 電子マニフェストシステム実務研修会

電子マニフェストシステムに関する実務的な操作方法が習得できます。

申込番号	開 催 日 時	会 場※	定 員	申込締切日
15	10月28日（水） 10時～12時	四日市	14	10月14日（水）
16	10月28日（水） 13時30分～15時30分	四日市	14	10月14日（水）
17	2月9日（火） 10時～12時	津	20	1月26日（火）
18	2月9日（火） 13時30分～15時30分	津	20	1月26日（火）

※会場については以下の場所で開催します。

四日市会場：四日市市なやプラザ 工学演習室

伊勢会場：伊勢市生涯学習センターいせトピア パソコン室

伊賀会場：伊賀市ハイトピア伊賀 視聴覚室（駐車場は有料）

津会場：津市中央公民館 情報研修室（駐車場は有料）

(2) 電子マニフェストシステム運用相談会

電子マニフェストシステムを運営する公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの職員が、現在のマニフェストの管理方法等を伺い、効果的な運用方法をご説明します。また、運用や導入に関する疑問点など、個別の相談も可能です。

申込番号※	開催日時	会 場※	定 員	申込締切日
1A～E	10月1日（木）	三重県四日市庁舎51会議室	各1事業者	9月17日（木）
2A～E	10月29日（木）	三重県津庁舎65会議室	各1事業者	10月15日（木）
3A～E	11月19日（木）	三重県伊勢庁舎101会議室	各1事業者	11月5日（木）
4A～E	12月9日（水）	三重県伊賀庁舎5会議室	各1事業者	11月25日（水）
5A～E	1月13日（水）	三重県四日市庁舎51会議室	各1事業者	12月25日（金）
6A～E	2月10日（水）	三重県津庁舎65会議室	各1事業者	1月27日（水）

※各日の時間配分

A 10時～11時、B 11時～12時、C 13時30分～14時30分

D 14時30分～15時30分、E 15時30分～16時30分

2 その他

参加費は無料です。

受講の決定については、開催日の7日前までに電話でお知らせします。

3 問い合わせ先

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課 廃棄物政策班

電話 059-224-3310 メール haikik@pref.mie.jp FAX 059-222-8136